

## 独立行政法人国立公文書館友の会規則

平成 27 年 9 月 1 日館長決定  
改正 平成 28 年 2 月 15 日館長決定  
改正 平成 30 年 3 月 20 日館長決定

### (目的)

第 1 条 独立行政法人国立公文書館友の会（以下「友の会」という。）は、会員の独立行政法人国立公文書館（以下「館」という。）に関する理解と関心を深め、これをもって特定歴史公文書等の利用の促進を図ることを目的とする。

### (会員の種類及び会費)

第 2 条 会員の種類及び会費は次のとおりとする。

- 1 年会員 1,000 円
- 3 年会員 2,700 円

### (特典)

第 3 条 会員の特典は、次のとおりとする。

- 一 館主催展示会の図録の無料送付
- 二 館主催展示会の音声ガイドの無料利用
- 三 館主催友の会会員向けイベントへの招待
- 四 館主催イベントの優先案内
- 五 広報誌の送付等による情報提供

### (入会)

第 4 条 会員になろうとする者は、所定の書式によりその旨を申し込むものとし、あわせて、第 2 条に規定する会費を納付しなければならない。

2 前項の会費の納付方法は次のとおりとする。

- 一 館の指定する窓口における現金支払
- 二 館の指定する銀行口座への振込
- 三 館の指定するホームページ上におけるオンライン決済

3 原則として、納付された会費の払戻しは行なわない。

4 第 2 項第 2 号の手續に必要な費用は、会員になろうとする者が負担するものとする。

### (会員証)

第5条 会員には、別紙様式による会員証を発行する。

2 会員は、第3条の規定に基づく特典のうち館が指定するものを受けるとき、会員証を提示しなければならない。

3 館は、会員から会員証を紛失した旨の申出があった場合には、所定の手続によりこれを再発行することとする。

(会員期間)

第6条 会員期間は、第1期から第4期に区分し、それぞれ次のとおりとする。

一 1年会員

第1期 3月1日から翌年の2月末日

第2期 6月1日から翌年の5月末日

第3期 9月1日から翌年の8月末日

第4期 12月1日から翌年の11月末日

二 3年会員

第1期 3月1日から3年後の年の2月末日

第2期 6月1日から3年後の年の5月末日

第3期 9月1日から3年後の年の8月末日

第4期 12月1日から3年後の年の11月末日

(退会)

第7条 会員は、所定の手続をすることでいつでも退会することができる。

(申込事項の変更等)

第8条 会員は、住所、氏名等の申込事項に変更があった場合、ただちに館に報告し、所定の変更手続を行わなければならない。

2 前項の規定による報告がないために生じた会員の不利益又は損害については、館は一切の責任を負わない。

(除名)

第9条 会員が次の各号の一に該当する場合、館は事前に通知することなく、ただちに当該会員を除名することができる。なお、これにより、当該会員又は第三者に損害が発生したとしても、館は一切責任を負わない。

一 館の運営を妨害する行為があった場合

二 入会申込内容に虚偽があった場合

三 公序良俗に反する行為又は法令に違反する行為を行なった場合

四 他の会員又は第三者を誹謗、中傷するなど、他人に不利益を与える行為を

行った場合

五 この規則に違反する行為があった場合

六 その他会員として不相当であると館が認める場合

(事務)

第 10 条 友の会に係る事務は館総務課が行なうものとする。

(規則の改正)

第 11 条 この規則を改正する場合には、改正する日の 2 週間前までに、改正する内容及びその理由を公表するものとする。

(補則)

第 12 条 この規則に定めるもののほか、友の会の運営に関し必要な事項は、館長が別に定める。

附 則

この規則は、平成 27 年 9 月 1 日から施行する。

附 則

この規則は、平成 28 年 2 月 15 日から施行する。

附 則

第 1 条 この規則は、平成 30 年 5 月 1 日から施行する。

第 2 条 施行日前に発行した会員証は、その会員の期間まで使用するものとする。

## 別紙様式

### 表面

### 国立公文書館友の会会員証

会員氏名： ○○ ○○  
会員番号： ○○○○○○○○○  
会員区分： ○年会員  
会員期間： ○○年第○期

----- . - - . - - .  
~ ----- . - - . - - .

### 裏面

1. 音声ガイド利用、関連イベント参加等の特典を受ける際には、本人確認のため、本会員証の提示が必要です。
2. 会員証の記載事項の変更、紛失、破損があった場合、また、本人以外の方が本会員証を拾得された場合には、下記までご連絡ください。

<国立公文書館友の会担当>

〒102-0091 東京都千代田区北の丸公園 3-2

TEL 03-3214-0621(代表)

HP <http://www.archives.go.jp/>

横 8.5cm × 縦 5.3cm